

監査結果公表第 29－2 号

財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 29 年 6 月 28 日

八尾市監査委員	田 中 清
同	八 百 康 子
同	小 湊 雅 子
同	谷 沢 千賀子
同	大 星 なるみ

記

1 措置の通知

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の通知
平成 29 年 6 月 22 日付け 八教総人第 275 号
公益財団法人八尾体育振興会
公益財団法人八尾市文化財調査研究会

2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 072－924－3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 28 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
公益財団法人八尾体育振興会

指摘事項	講じた措置又は経過
1 臨時的任用職員の賃金について 臨時的任用職員の賃金については、公益財団法人八尾体育振興会 臨時的任用職員の雇用に関する規程において日額で定められているが、時給での雇用が見受けられることから、適正な事務処理を行わ れたい。	措置状況 1. 措置済（平成 29 年 3 月 1 日） 関係規程を一部改正し、具体的な根拠を明記しました。
2 契約事務について 業務委託契約において、契約書の 契約金額が誤っているもの、契約書の契約日や見積書の提出日が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行わ れたい。	措置状況 1. 措置済（平成 29 年 2 月 1 日） 契約書の誤り及び契約日の漏れについて、補正を行いました。また、事務局内会議において指摘事項について周知し、契約書及び見積書の内容を精査し、記入漏れ等がないことの チェックを行うよう改めました。
3 文書事務について (1) 伺書において、公益財団法人 八尾体育振興会事務分掌規程に定められた決裁を受けていない ものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済（平成 29 年 2 月 1 日） 当財団事務分掌規程に基づく適正な決裁を得るよう改め ました。
(2) 伺書の廃棄年月が誤っている ものや、修正テープを使用して決裁日が修正されているものが見受けられたので、適正な事務 処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済（平成 29 年 2 月 1 日） 事務局内会議において指摘事項について周知し、伺書作成 時における内容の精査を行うよう、また、修正が必要な場合は正しい方法で行うよう改めました。
4 支出事務について 支出命令書に添付されている請 求書の請求日が漏れているもの、支出負担行為伺書の決裁日が漏れ ているもの、支出伝票の決裁が漏れているものが多数見受けられた ので、適正な事務処理を行われたい。	措置状況 1. 措置済（平成 29 年 2 月 1 日） 事務局内会議において指摘事項について周知し、請求書受 領時の内容確認や、支出関係書類の決裁等の確認を徹底する よう改めました。

平成 28 年度実施財政援助団体等監査の結果に対する措置の内容
公益財団法人八尾市文化財調査研究会

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 指定管理に係る業務について 八尾市立埋蔵文化財調査センターの管理運営業務の部分委託協議の申し出者において、基本協定締結者である公益財団法人八尾市文化財調査研究会理事長より提出すべきところ、八尾市立埋蔵文化財調査センター長名で行われているので、適正な事務処理を行われたい。	措置状況	1. 措置済（平成 29 年 4 月 1 日）
		平成 29 年 4 月 1 日から「部分委託協議書」については、基本協定書の契約相手方の代表者名で提出しました。
2 契約事務について 業務委託契約締結のための伺書に添付された見積書において、日付の記載のないものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。	措置状況	1. 措置済（平成 29 年 3 月 13 日）
		事務局の会議において、指摘事項を周知し、書類作成時に指摘事項の記載漏れ等がないよう十分に確認するとともに、決裁時にもチェック体制を徹底しました。